

平成31年4月1日

会 員 各 位



公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会

会 長 伊 藤 醇 六

公益社団法人への移行について

平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革関連三法『一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）』『一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）』『公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）』により、本協会は特例民法法人となり、5年以内に公益社団法人または一般社団法人への移行が義務付けられました。全宅連以下全県をあげて公益法人を目指すという申し合わせはありましたが、当初本協会は諸々の事情により、平成26年4月1日より「一般社団法人佐賀県宅地建物取引業協会」として活動しながら公益社団法人移行の準備を進めて参りました。

この度、ようやく準備が整い平成31年1月22日付で公益法人への移行申請書を提出し、平成31年3月25日開催の佐賀県公益認定等審議会における審議を経て、公益法人認定の答申を得ることができました。その結果を受け、本日平成31年4月1日より「公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会」として活動開始することを皆様へご報告致します。

本協会は引き続き会員への様々な支援とともに、一般消費者に対する保護、支援、貢献といった公益事業を行って参ります。基本的な活動内容はこれまでと大きく変わることはございませんが、会員皆様への影響も少なからず出ることになります。これらにつきましては公益の趣旨についてご理解頂きますようお願いする次第です。

本日以降、本協会はこの国の公共の利益を担う業界団体として社会に対する責任を果たすべく前進して参ります。会員皆様には、新しくスタートした「公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会」へのこれまで以上のご支援、ご協力をあらためてお願い申し上げます。